

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社 代表者名 代表取締役社長 成田和幸 (JASDAQ・コード 1873) 問合せ先 取締役財務・総務担当 青苅雅肥 T E L (03)5215-9905

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成20年1月29日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築基本方針の一部改定」を決議いたしましたのでお知らせいたします。

改定の理由は、当社において経営環境の変化に迅速に対応し、経営の透明性をより高める ために、内部統制に関する規定の見直しにより、健全な経営基盤である内部環境を整備い たしました。内部統制システム体制の強化をすることで法令・倫理の遵守を確保し、より 業務の適正化をよりおしはかるものといたします。

改定内容は、次のとおりであります。

- 1. コンプライアンス委員会の業務内容の明確化
- 2. リスク管理体制を整備、運用する旨の追加
- 3. 内部統制システム体制強化のための規定の見直し

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、社員を含めた行動規範として「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」を新設し研修等を通じ周知徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しております。取締役の職務執行が法令・定款その他社内規程及び社会規範に沿っているかを審議し、取締役が他の取締役の違法行為を発見し、認識した場合、取締役会・監査役会に対する報告及び違法行為のための是正措置が円滑に図れるよう、「取締役会規則」「役員規程」の見直し及び「監査役会規程」を定めております。また、「社内通報規程」を定め職制ラインに支障がある場合には、社内調査委員会を通じて内容の確認をし、再発防止等の検討・早期対策方針の決定が出来る体制をとっております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」「規程類管理規程」を見直し、取締役の職務執行に係る情報を検索性の高い状態で保存、運用・管理する体制を整備し構築しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、住宅市場、法制度、資材市場、人事労務等、当社の経営に重要な影響を及ぼす様々なリスクにつき「リスク管理規程」を定めるとともに「個人情報管理規程」「情報管理規程」「文書管理規程」の随時更新を実施し、リスクの個々についてリスク管理責任者を選任し決定いたしております。また主要なリスクを分類・定義し、リスク管理所管部にてその管理を行います。

各部署においては、マニュアル等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めております。リスク管理の緊急対応として「危機管理規程」を新設し有事の際に備え迅速かつ適切な対応ができる体制とするため、リスク委員会を設置し、当社のリスク管理については、一元管理のもとリスク内容の把握をし、内部監査部門は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果に基づいてリスク委員会と合議し、その結果を定期的に取締役会に報告する体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会のほか、各種会議体において、審議・意思決定を行い、必要に応じて「取締役会規則」「組織規程」「職務分掌規程」の見直しを行い各取締役の業務執行の効率化を図ります。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備を図るため、「企業行動憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」「社内通報規程」、「コンプライアンス基本規程」と「コンプライアンス委員会規程」を統合し「コンプライアンス規程」を新設いたしました。また、社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保いたします。

コンプライアンス委員会はコンプライアンスの基本事項を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・マニュアル配布、社内普及、促進に関する教育・研修の企画をし、コンプライアンスの推進を図ります。取締役、社員等の違法行為等が発見された場合は、職制を通じた相談・通報を行い是正改善を実施いたします。職制ラインに支障がある場合には「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口に報告をし、社内調査委員会を通じて内容確認・再発の防止等の検討・対策方針の決定を行います。

6. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制。

「グループ企業倫理憲章」「グループ企業倫理行動基準」「グループ企業経営管理規程」を定め適時報告体制を構築し、必要に応じて見直しを行います。これにより当社のグループ会社に対する経営管理全般の効率性、経営資源の有効活用を図るとともに、当社グループにおける違法行為を認知したグループの社員は、当社「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口に報告し社内調査委員会を通じて内容確認、再発防止策等の検討・対策方針の決定を行います。また、「グループ企業内部監査規程」を新設し、適正な事業運営を管理する体制といたしました。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する 体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」の新設、「取締役会規則」の見直しにより取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項および時期について整備し体制を構築いたします。また、各監査役はコンプライアンス委員会をはじめ、各種会議体に出席するなど、監査役が監査に資する情報を適宜収集しうる体制となっております。また、「内部監査規程」の見直しにより監査役監査の実効性及び効率性を高める体制といたしました。